

# 東京電機大学創業支援施設「かけはし」

## シェアードオフィス「募集要項」

### 1 本施設の概要

本施設は、足立区からの補助金事業として開設されていることから、入居される方々の負担を軽減するため、周辺相場の2/3～3/4相当の賃料を足立区と東京電機大学で負担をしております。そのため、施設利用には様々なお約束(6利用条件をご参照ください)が設けられております。その趣旨をご理解頂ける方のみお申込み頂けます。

なお、利用条件を厳守して頂けない場合は、入居期間中であっても退去頂く場合もございますので、その旨了承の上、申請をして頂きますようお願い申し上げます。

### 2 申込

#### (1) 申込方法

所定用紙(様式第1号～様式第9号)に添付書類を添えて、申込先まで郵送(郵便書留)または持参してください。提出部数、添付書類については、別紙「書類の記入・提出にあたって」をご覧ください。

#### (2) 申込先 ※郵送・持参に係わらず、必ず事前にご一報下さい。

##### 【郵送される場合】

〒120-0026 東京都足立区千住旭町3-8番1号  
東京電機大学 創業支援施設「かけはし」事務局  
Tel.03-5284-5255 Fax.03-5284-5259

##### 【持参される場合】

上記住所までお持ち下さい。

※受付時間：午前10時00分～午後4時00分

(但し、平日午後12時00分～午後1時00分と土日、祝日、学校法人の定める休日を除く)

#### (3) 入居の可否は、各分野の専門家で構成された審査会で決定します。

### 3 入居期間

入居開始日(各月1日入居)から1年間(ただし1年ごとの審査により認められた場合は、最長で2年間延長可)

※入居月につきましては入居審査会の状況により異なりますが、お申込みから入居までには最短で1ヶ月程要しますのでご留意下さい。

#### 4 申込期間

随時受付しております。

#### 5 募集対象

下記の要件のいずれにも該当する法人または個人を募集いたします。

- (1) 事務所の確保が必要と認められ、インキュベーションマネージャーやその他専門家による相談など、事業安定に向けた経営支援を必要とする意志のある方。
- (2) 創業を予定または、創業後3年未満（入居日の3年前の日以降に創業）の法人または個人。
- (3) 施設の利用期間終了後、足立区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
- (4) 個人または法人にかかる諸税を滞納していないこと。
- (5) 区内産業の活性化に寄与すると認められる事業。

#### 6 利用条件

- (1) 法人の場合、本社として利用すること（営業所としての利用は不可）。
- (2) 事務所として利用すること（不特定多数の来場者が見込まれる教室や講座等の会場、工場、倉庫などとしての利用あるいは又貸し等は不可）。
- (3) 危険物の持ち込み、悪臭・騒音の発生や発火の危険性のある実験装置等の設置等しないこと。
- (4) 既に法人登記している場合は、入居後2か月以内に法人登記を創業支援施設内の住所に変更すること。（既に足立区内で登記済みの場合はあらかじめ事務局にご相談下さい。）
- (5) 創業予定の場合は、原則として入居後1年以内に、創業手続（個人にあっては税務署への開業の届出、法人にあっては法人登記）を済ませること。
- (6) 営利事業を行なうこと。
- (7) 年2回、インキュベーションマネージャーに営業実績報告書を提出すること。
- (8) 定期的にインキュベーションマネージャーと面談すること。（原則月1回）
- (9) 創業支援施設かけはしの支援事業（セミナー等）に必ず参加すること。（年3回程度）
- (10) 入居者が利用できる駐輪場、駐車場はありません。（施設内への自転車の持ち込みも不可）
- (11) 外国人の方の場合、以下のいずれかの在留資格をもって本邦に在留していること。  
（※在留資格の詳細については、法務省又は入国管理局にお問い合わせください。）  
■ 出入国管理及び難民認定法「別表第2」に該当する方 永住者、日本人の配偶者等、

永住者の配偶者等、定住者

■ 出入国管理及び難民認定法「別表第1の2」の「経営・管理」に該当する方（※ただし、在留カードのほか、入居を希望する施設で行おうとする事業についての就労資格証明書が必要です。

## 7 ブース数及び面積

	総ブース数	各ブース面積
シェアードオフィス	12ブース	4㎡ (通路等含め 7.25㎡)

## 8 募集するブース、使用料、共益費及び保証金

今回募集する部屋（0404）のブース番号につきましてはお問い合わせ下さい。

随時募集の為すでに入居が決まっているブースもありますのでご了承下さい。

（最終ページの創業支援施設オフィス・レイアウト参照）

シェアードオフィスの使用料、共益費及び保証金は以下の表の通りです

	使用料（月額）	共益費（月額）	保証金 （概ね3カ月分）
シェアードオフィス	5,800円 （消費税別）	4,200円 （消費税別）	30,000円

## 9 入居資格者の決定

入居資格者は「創業支援施設入居者選考委員会」の審査結果に基づき、決定します。

書類審査、面接審査の審査内容についてはどのような場合においても一切開示いたしませんので ご容赦頂きますようお願いいたします。

## 10 今後のスケジュール（予定であって、変更する場合があります。）

※お申込みから入居開始日までには最短で1ヶ月程要しますのでご留意下さい。

### （1）入居審査日程

- ① 第一次審査（書類審査） ※厳正な審査を行うため不採択になる場合がございます。
- ② 第二次審査（面接審査） 第一次審査を通過した申請者を選考委員による面接の対象者とします。（日時、面接会場等については申込書受付後、ご通知します。）
- ③ 入居資格者決定 ※入居申込書、添付資料等の内容に虚偽又は重大な誤り等があった場合、入居資格を取り消す場合があります

## (2) 審査結果通知及び入居手続等

- ① 審査結果通知（郵送）入居資格者として決定された方には、審査結果通知書、入居説明会のお知らせを送付します。
- ② 入居説明会 ※入居手続き、契約事項、利用ガイド、その他重要事項を説明いたします。
- ③ 使用許可書交付
- ④ 入居手続き 使用開始日（各月 1 日）  
※使用開始日に手続きができない場合は「かけはし」の前営業日まで  
※備品等の搬入は使用開始日(車両による搬入を必要とする時は、土日、祝日、学校法人の定める休日を除く日)以降
- ⑤入居開始日（各月 1 日）  
※提出書類・添付資料等は返却致しませんので、ご承知下さい

### 1 1 施設概要

- (1) 施設名称 東京電機大学創業支援施設「かけはし」
- (2) 施設所在地 東京都足立区千住旭町 3 8 番 1 号（足立区立旧第十六中学校）
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上 4 階建
- (4) 設備概要 ・全 1 2 ブース（4 階）
  - ・各ブースはパーテーション等で仕切られています。
  - ・机、椅子が完備しています。
  - ・交流室（共有）2 室（3 階）が利用できます（無料）。
  - ・インターネット環境としては専用の Wi-Fi 回線がご利用になれます。
  - ・電源コンセントは壁面または床面に設置されています。電気料金については共益費より支払われます。（電気使用許容量は最大 5 A です。）
  - ・施設の出入口及びシェアードオフィス出入口については機械警備（カード式）になります。
  - ・空調は共有となります。
  - ・トイレ及び給水は共用となります。
  - ・入居者が利用できる駐車場、駐輪場はありません。備品等の搬入車両の乗入は事前に届け出があった場合に限り可能です（土日、祝日、学校法人の定める休日を除く）。この場合、所定の停車スペースにおいて荷物の積み下ろしが完了したら速やかに施設外に車両を移動していただきます。
  - ・エレベーターが各階に設置されております。
  - ・ロッカーが設置されております。1 ブース 1 つご利用できます

(5) 利用日・時間 (事務所)

全ての日(工事、停電等による休館日を除く)の午前9時から午後10時まで利用できます。オフィスを宿泊施設として使用することはできません。

(施設等のサービス) 土日、祝日、学校法人の定める休日を除く日の午前9時00分～午後5時00分 までとなります。また、夏季・冬季休業期間等の取り扱いについてはその都度周知します。休日は休業につき申請、届出等の窓口受付はできません。前もって「かけはし」営業日に窓口をご利用ください。

(共用施設)

すべて使用は無料です。

交流室(1)(0323)：土日、祝日、学校法人の定める休日を除く日の  
午前9時00分～午後5時00分(時間内自由)

交流室(2)(0325)：土日、祝日、学校法人の定める休日を除く日の  
午前9時00分～午後5時00分(2時間予約制)

備品等搬入車両：土日、祝日、学校法人の定める休日を除く日の  
午前9時00分～午後5時00分(事前届出制)

体育館前喫煙コーナー：午前9時00分～午後9時00分(時間内自由)

給湯室(3F・4F)：事務所の利用日、時間に準じます。

トイレ(3F・4F)：事務所の利用日、時間に準じます。

(立入禁止施設)

4階のフロア(事務所、給湯室、トイレ)、3階のフロア(交流室、給湯室、トイレ)以外の施設

(6) 各種相談 4人のインキュベーションマネージャーが登録されており経営相談等を受けることができます。(無料)

(7) 遵守事項 営業報告書の提出、インキュベーションマネージャーとの定期面談(原則月1回)、管理細則等の管理規則の遵守等

## 1.2 交流室(1)、交流室(2)の活用

3階にあります交流室は、インキュベーションオフィス及びシェアードオフィス利用者が商談等で活用することができます。ただし、共有の施設として設置されていることから原則として貸切り等は不可となります。交流室(2)につきましては事前の予約申し込みが必要となります。

交流室は午前9時00分～午後5時00分の間、無料にてお使いいただけます。

◆お申込み・お問合せ◆

〒120-0026 東京都足立区千住旭町 38 番 1 号

学校法人東京電機大学東京千住アネックス創業支援施設かけはし事務局

TEL 03-5384-5255      FAX 03-5284-5259

# 創業支援施設「かけはし」 オフィスレイアウト

インキュベーションオフィス  
0406-0424

